

陳情第 66 号 調布市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

今陳情は、「東京都受動喫煙防止検討会」が、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること、市においては 2018 年までに条例化について検討を行うことなどを求めています。陳情者は市に対して条例化しての規制ではなく、飲食施設事業者の実態に則した受動喫煙防止対策を求める主旨の陳情です。

昨年 11 月に発表された平成 27 年の国民健康・栄養調査では、国民の喫煙率は 18.2%と減少傾向ですが、厚生労働省研究班が昨年、「日本では年間 1 万 5 千人が受動喫煙により死亡」と推計した発表がありました。交通事故による年間死亡者数 4 千人余と比べた時、4 倍近い数値からも受動喫煙防止対策が、国民の命に直結した早期に解決すべき国民的重要課題と認識すべきです。

平成 27 年の喫煙の健康影響に関する報告でも、受動喫煙との因果関係では、肺がん、脳卒中、小児喘息、乳幼児突然死など様々な因果関係が「確実」とされているにも関わらず、日本の受動喫煙防止対策には罰則付きの法規制がなく「世界最低レベル」です。

国際オリンピック委員会と WHO は、タバコのないオリンピック大会を開催することで協定を結んでいます。オリンピックはスポーツの祭典であり、健康の祭典であるとの考えから、1988 年以降、会場内は全面禁煙で、会場内のタバコ販売も禁止されています。

2012 年のロンドン、2016 年のリオデジャネイロでも、日本で言えば「立ち飲み居酒屋」に相当するパブですら屋内禁煙です。さらに、屋外でも「屋根がある場所は禁煙」と大変分かりやすく、テラス席も屋根があれば禁煙です。

これまでの開催地で日本のように飲食店で「喫煙席」が許されている国は 1 つもなく、海外で言う「分煙」は、建物内で飲食店とは別の場所に喫煙室が設置された状態をいいます。アジアでもタイ、ベトナム、カンボジア、台湾、インド、バングラディッシュ等々、ほとんどの国が、飲食店やバーも含めて屋内禁煙、韓国、ロシア、中国といった喫煙率の高い国々でも、受動喫煙防止法が制定されています。

いまや受動喫煙防止法がない主要国は、ほとんど存在しません。日本は何事も経済の物差しで判断する傾向がありますが、国際オリンピック委員会の考え方も理解した上でオリンピック誘致に手を挙げたはずです。経済よりも命優先は世界共通のテーマです。国民にとって受動喫煙防止は不可欠であることから、2020 年東京オリンピックレガシーとして、国に国際基準に恥じない受動喫煙防止法を求める立場からも今陳情について不採択を求めます。